

## 公益財団法人朝日新聞文化財団個人情報保護規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人朝日新聞文化財団（以下「この法人」という。）が定める個人情報の保護に関する基本方針に従い、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規則は、直接間接の指揮監督を受けてこの法人の業務に従事している職員のほか、雇用関係にある者（出向、契約、嘱託、パート、アルバイト等）のみならず、役員、評議員、派遣社員等に対しても適用する。

### (定義)

第3条 この規則における個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日メールアドレスその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びその取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令（個人情報の保護に関する法律施行令・平成15年12月10日政令第507号）で定める者を除く。

3 保有個人データとは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

### (適正な取得)

第4条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

### (個人情報の利用)

第5条 個人情報の取得は、この法人が行う事業の範囲内に限り、かつ、あらかじめ利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

### (第三者への提供禁止)

第6条 個人情報はあらかじめ本人の同意を得ているときを除き、第三者に提供してはならない。ただし、人命、財産の保護のために必要があるとき、もしくは関連法規の定めにより、提供を要請されるときはこの限りではない。

### (本人からの開示・訂正等への対応)

第7条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示や内容が事実でないという訂正、追加又は削除または利用目的の制限に違反すると使用停止（以下「開示・

訂正等」という。)を求められた場合は、本人であることを確認した上で、必要な調査を行い、書面の交付(開示を求めた本人が同意した方法があるときはその方法)により、速やかに適正な措置をとらなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) この法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 前項の規則に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示、訂正等しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(組織及び体制)

第8条 理事長は、個人情報の安全管理のための組織体制を定める。

(管理責任)

第9条 理事長は、常務理事を管理責任者とし、個人情報保護及び運用の業務を担当させるものとする。

- 2 管理責任者は、この規則に定めるところに従い、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損、不正アクセスの防止その他、必要な個人情報の安全な管理、従業者に対する監督、危機管理に関する事項等についての業務を行うものとする。

(監督の実施)

第10条 管理責任者は、個人情報の保護が法令等と合致していること及びコンプライアンス規則にそって適切に実施されていることを必要に応じて理事長に報告しなければならない。

(業務委託先の監督)

第11条 管理責任者は、個人情報、データの取扱いの全部又は一部を業務として他事業者に委託、契約する場合、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対し、必要かつ適切な監督を行うとともに、個人情報の目的外使用、外部流出、改ざんしないことを義務付け、万全の措置をとるものとする。

(報告義務)

第12条 職員は、情報保護法、この規則に違反するおそれ又は違反する事実を知ったときは、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

(危機管理対応)

第13条 個人情報の漏えい等の事故やこの規則に違反する事実が生じた場合、管理責任者は理事長に報告、対応を協議して、速やかに事実関係を調査するとともに、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。

2 個人情報の管理体制について、個人情報の漏えいなど重大かつ不測の事態が生じた時には理事長を委員長とする特別対策委員会を設置することができる。

3 調査した結果は報告書にまとめ、10年間保存する。

(苦情及び相談)

第14条 個人情報の取扱いに関する苦情及び相談などに対応する職員はその内容を管理責任者に報告しなければならない。

(罰則)

第15条 理事長は、故意又は過失により個人情報保護法、この規則に違反した者に対しては、就業規則等により処分を行うものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この規則は、この法人の設立の登記の日から適用する。